

請願者 静岡市 殿岡美喜子 外六十一名	第三四九六号 平成二十七年九月四日受理	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。	紹介議員 大久保 勉君
日本国憲法第九条を守り、平和な社会を築くものとしていかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守り、平和な未来を手渡すために、日本と世界の平和にいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守り、平和のためにはじめにいかすことに関する請願
第三四九一号 平成二十七年九月四日受理	第三四九一号 平成二十七年九月四日受理	第三五五八号 平成二十七年九月七日受理
請願者 埼玉県川越市 染谷幸通 外三十名	紹介議員 紙 智子君	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六八五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
第三四九二号 平成二十七年九月四日受理	第三四九二号 平成二十七年九月四日受理	第三五五九号 平成二十七年九月七日受理
請願者 東京都葛飾区 石澤忠敏 外百八十三名	紹介議員 山下 芳生君	紹介議員 芝 博一君
この請願の趣旨は、第三〇五二号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇五二号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇五一号と同じである。
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
第三四九三号 平成二十七年九月四日受理	第三四九三号 平成二十七年九月四日受理	第三五五五号 平成二十七年九月七日受理
子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 名古屋市 北田幸宏 外百五十八名	紹介議員 山下 芳生君	紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
第三四五号 平成二十七年九月四日受理	第三四五号 平成二十七年九月四日受理	第三五九五号 平成二十七年九月七日受理
紹介議員 山下 芳生君	紹介議員 井上 哲士君	紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
第三四九四号 平成二十七年九月四日受理	第三四九四号 平成二十七年九月四日受理	第三五九六号 平成二十七年九月七日受理
平和憲法を守り、いかすことに関する請願	平和憲法を守り、いかすことに関する請願	平和憲法を守り、いかすことに関する請願
請願者 京都府長岡京市 木下暁 外七百九十九名	紹介議員 井上 哲士君	紹介議員 成子 外二十九名
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
第三四五六号 平成二十七年九月四日受理	第三四五六号 平成二十七年九月四日受理	第三五九七号 平成二十七年九月七日受理
紹介議員 紙 智子君	紹介議員 小池 晃君	紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。
第三四九〇号 平成二十七年九月四日受理	第三四九〇号 平成二十七年九月四日受理	第三五九八号 平成二十七年九月七日受理
紹介議員 紙 智子君	紹介議員 紙 智子君	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。
第三四九九号 平成二十七年九月四日受理	第三四九九号 平成二十七年九月四日受理	第三五九九号 平成二十七年九月七日受理
請願者 埼玉県蕨市 斎藤憲清 外二千八百二十四名	紹介議員 山下 芳生君	紹介議員 成子 外二十九名
この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。
第三四五五号 平成二十七年九月四日受理	第三四五五号 平成二十七年九月四日受理	第三五九七号 平成二十七年九月七日受理
紹介議員 紙 智子君	紹介議員 小池 晃君	紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。
第三五五七号 平成二十七年九月七日受理	第三五五七号 平成二十七年九月七日受理	第三五九八号 平成二十七年九月七日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
第三五五八号 平成二十七年九月七日受理	第三五五八号 平成二十七年九月七日受理	第三五九九号 平成二十七年九月七日受理
紹介議員 紙 智子君	紹介議員 紙 智子君	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。

ある。

ついては、次の事項について実現を図らねたい。

一、日本国憲法第九条を守り、日本と世界の平和にいかすこと。

第三六五〇号

平成二十七年九月八日受理
日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 神戸市 永尾光正 外九千九百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一四四四号と同じである。

第三六五一号 平成二十七年九月八日受理
日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 奈良市 川口美和 外九百九十九名

紹介議員 前川 清成君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第三六五二号 平成二十七年九月八日受理
日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 奈良市 太田翔 外二百四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三六五三号 平成二十七年九月八日受理
子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 奈良市 八木富志恵 外九十九名

紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三六五六号 平成二十七年九月九日受理
日本国憲法九条を守り、いかことに関する請願

請願者 横浜市 八木富志恵 外九十九名

紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第一四四四号と同じである。

第三六五七号 平成二十七年九月九日受理
日本国憲法九条を守り、いかことに関する請願

請願者 群馬県藤岡市 石井吉男 外三百三十六名

紹介議員 藤末 健三君

この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

第三七〇七号 平成二十七年九月十日受理

日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市 長沼澄子 外五百四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第三七〇八号 平成二十七年九月十日受理

日本国憲法九条を守り、いかことに関する請願

請願者 京都市 森好史 外一万九百六十六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第三七〇九号 平成二十七年九月十日受理

日本国憲法九条を守り、いかことに関する請願

請願者 さいたま市 望月智光 外千百二十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第三七一〇号 平成二十七年九月十日受理

日本国憲法を尊重・遵守することに関する請願

請願者 埼玉県富士見市 金子道男 外五百三十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七〇四号と同じである。

第三七一一号 平成二十七年九月九日受理

日本国憲法九条を守り、いかことに関する請願

請願者 横浜市 八木富志恵 外九十九名

紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第一四四四号と同じである。

第三七一二号 平成二十七年九月九日受理

日本国憲法九条を守り、いかことに関する請願

請願者 群馬県藤岡市 石井吉男 外三百三十六名

紹介議員 藤末 健三君

この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。

(第三七七二号) (第三七七四号) (第三七七五号)

一、戦争をしない、軍隊を持たないと決めた日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第三七八六号)

一、憲法改悪に反対し、九条を守り、憲法を守る請願(第三七八七号)

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願(第三九四四号)

一、憲法改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和と暮らしにいかすことに関する請願(第三九四五号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九四六号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九四九号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九四五号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五一号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五二号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五三号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五四号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五五号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五六号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五七号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五八号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九五九号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六〇号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六一号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六二号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六三号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六四号)

一、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六五号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六六号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六七号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六八号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九六九号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九七〇号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九七一号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九七二号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九七三号)

第一二十八部 憲法審査会会議録第五号 平成二十七年九月二十五日 【参議院】

第一、九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願する請願(第四〇二二号)	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 沖縄県那覇市 伊志嶺和歌子 外九百九十九名	紹介議員 吉良よし子君 千二百三十二名
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。
第三七六三号 平成二十七年九月十一日受理	第三七六四号 平成二十七年九月十一日受理
紹介議員 稲数 康子君	紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。
第三七六四号 平成二十七年九月十一日受理	第三七六五号 平成二十七年九月十一日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 沖縄県石垣市 宇江城スミ 外九百九十九名	紹介議員 鈴木晶子 外六千一百三十二名
この請願の趣旨は、第一四四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。
第三七六五号 平成二十七年九月十一日受理	第三七七〇号 平成二十七年九月十一日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 愛知県津島市 柏木真由美 外六千一百四十一名	紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。
紹介議員 井上 哲士君	紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。
第三七六六号 平成二十七年九月十一日受理	第三七七五号 平成二十七年九月十一日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 滋賀県栗東市 岡村敏子 外六千一百三十二名	紹介議員 奈良県生駒市 長野久美 外六千一百三十二名
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。
第三七六七号 平成二十七年九月十一日受理	第三七七六号 平成二十七年九月十一日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 東京都渋谷区 山本セツ子 外六千一百三十二名	紹介議員 川崎市 橋本みゆき 外三千五百七十三名
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
紹介議員 田村 智子君	紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
第三七七一号 平成二十七年九月十一日受理	第三七八〇号 平成二十七年九月十一日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 滋賀県栗東市 岡村敏子 外六千一百三十二名	紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
紹介議員 市田 忠義君	紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
第三七七二号 平成二十七年九月十一日受理	第三七八〇号 平成二十七年九月十一日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 京都府与謝郡与謝野町 松井弘美 外六千一百三十二名	紹介議員 岐阜県大垣市 山岸明子 外二千六百三十八名
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
紹介議員 大門実紀史君	紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
第三七七三号 平成二十七年九月十一日受理	第三七八〇号 平成二十七年九月十一日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 福島市 高橋フミ子 外六千一百三十二名	紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
紹介議員 紙 智子君	紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八七号と同じである。
第三七八〇三号 平成二十七年九月十一日受理	第三七八〇八号 平成二十七年九月十一日受理
憲法第九条を守り、いかすことに関する請願	子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 新潟県十日町市 数藤薰 外四百九十九名	請願者 滋賀県湖南市 参上道子 外二千六百三十八名
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。
紹介議員 田城 郁君	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。
第三七八〇九号 平成二十七年九月十一日受理	第三七八〇九号 平成二十七年九月十一日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願	日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願
請願者 大阪市 山本光子 外六千一百二十二名	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。
十二名	十二名
第三七六八号 平成二十七年九月十一日受理	第三七六九号 平成二十七年九月十一日受理
紹介議員 辰巳孝太郎君	紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都調布市 久保幸江 外二千六百三十八名	紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八一〇号 平成二十七年九月十一日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 福島市 館内淳子 外二千六百三十八名	紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八一一号 平成二十七年九月十一日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都調布市 飛永愛子 外二千六百三十八名	紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八一二号 平成二十七年九月十一日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都文京区 分部和子 外二千六百三十八名	紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八一二二号 平成二十七年九月十一日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都文京区 分部和子 外二千六百三十八名	紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八一六号 平成二十七年九月十一日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 大阪市 清水恵 外二千六百三十名	紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八五七号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 川崎市 明瀬カズミ 外五百五十名	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八六二号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 愛知県尾張旭市 舟橋美枝子 外二百七十六名	紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八五六号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 神戸市 屋代美智子 外九百九十九名	紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八六四号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 埼玉県加須市 山崎春市 外百三十名	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八六六号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 大阪府泉南郡岬町 松浦千奈美 外二千六百三十八名	紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八六七号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 加藤 敏幸君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。	紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八六八号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 京都府八幡市 福本健介 外四千三百一十一名	紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八六九号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 大阪府泉大津市 服部政子 外三千三百三十九名	紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七〇号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 和歌山県東牟婁郡串本町 太間かおり 外九百九十九名	紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七一年 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都八王子市 加藤麻子 外七百十一名	紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七二号 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 大阪市 橋原真美 外一千六百三十八名	紹介議員 辰巳孝太郎君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七三年 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 愛知県日進市 里村豊広 外五千八百八名	紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七四年 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都世田谷区 鳥海千恵子 外六十三名	紹介議員 加藤 敏幸君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七五年 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 大阪府八幡市 加藤規江 外二百九十七名	紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七六年 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 愛知県瀬戸市 加藤規江 外一百四十九名	紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七七年 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 大阪府八幡市 福本健介 外四千三百一十一名	紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。
第三八七八年 平成二十七年九月十四日受理 日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 大阪府泉大津市 服部政子 外三千三百三十九名	紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一一九〇〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四四四号と同じである。

九条を守り、平和のためにいかすことに関する請

第四〇〇一号 平成二十七年九月十五日受理

日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願

請願者 神奈川県綾瀬市 濱田逸子 外二

紹介議員 小池 晃君

千九百二十名

この請願の趣旨は、第一四四四号と同じである。

第四〇〇一号 平成二十七年九月十五日受理

日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願

請願者 名古屋市 坂利子 外五百七十二

名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第四〇〇三号 平成二十七年九月十五日受理

日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願

請願者 神戸市 竹中光恵 外六千二百六

十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第四〇〇四号 平成二十七年九月十五日受理

子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲

法九条を守り、いかすことにに関する請願

請願者 福岡市 森元美帆 外千六百九十

二名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。

第四〇〇五号 平成二十七年九月十五日受理

平和憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都杉並区 堀栄子 外千八十

二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。

願

請願者 千葉県松戸市 太田幸子 外五十

九名

紹介議員 小池 晃君

日本国憲法は、悲惨な戦争と專制政治への反省から、人々の平和と民主主義の願いを込めて生み出された。中でも戦争の放棄を定めた第九条は、二十一世紀の世界の在り方を示すものとして平和を愛する国内外の人々の熱い支持を集めている。しかし、今、自衛隊を政府の意のままに海外に送り出せるようにし、自由や人権を制限し、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっている。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、第九条を守り、平和のためにいかすこと。